

奈良県労働会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県労働会館条例の一部を改正する条例

奈良県労働会館条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「中和労働会館 大和高田市
南和労働会館 吉野郡大淀町」 を「中和労働会館 大和高田市」
に改める。

第十条中「別表第一から別表第三まで」を「奈良労働会館の場合にあつては別表第一に、中和労働会館の場合にあつては別表第二」に改める。
別表第三を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。